



1. 全中貿主催経済講演会開催のご案内

全中貿兵庫連盟と大阪連盟は、他の経済団体と共に、以下の経済講演会を開催します。
皆様の多数のご参加をお待ちしております。

(1) 全中貿兵庫連盟主催講演会のご案内

日時	平成31年2月15日(金) 12:15~15:40
場所	神戸市産業振興センター 802・803 会議室
主催	全国中小貿易業兵庫連盟、一般社団法人全国中小貿易業連盟
協力	一般社団法人日本貿易関係手続簡易化協会(JASTPRO)
会費	無料(食事あり 12:15~12:45)
締切り	平成31年2月5日(火)

講演内容

13:00~14:10

ーブロックチェーン技術の貿易業務への
適用に向けた取り組みー

講師：かわだ ぜん 河田 禪 氏

(株)NTTデータ 第二公共事業部
第一営業担当 部長

14:20~15:30

ー貿易の手続きあれこれー
~貿易の流れ、色々なルール、TPP11等~

講師：まえだ まさよし 前田 正義 氏

(株)ミック 顧問

《返信》 事務局

FAX: 078-321-7112

E-MAIL: zenchubo@mikcorp.com

講演会(2月15日)

出席・欠席

貴社(団体)名

参加人数

役職・氏名

(ビジター含む)

人

(2) 全中貿大阪連盟主催講演会のご案内

「最近の金融経済情勢」「日EU・EPAによるビジネス機会とブレグジットの影響」

「ブロックチェーン技術の貿易業務への適用に向けた取り組み」についての時局・時事講演会 開催のご案内

昨年末、米中の貿易摩擦が激化しており、国内では好景気が続いているものの、人手不足や消費税増税の影響が懸念されております。このような状況下、日本銀行大阪支店の福地副支店長に「最近の金融経済情勢」と題してご講演を頂きます。また、本年2月に発行する日EU・EPAの概要と活用について、ブレグジット（英国のEUからの離脱）の影響も織り交ぜて、ジェトロ海外調査部田中課長様にご講演を頂戴します。

更に、貿易業務の効率向上の為に電子化について、(株)NTTデータの河田第一営業担当部長様にお話を頂戴します。講演会終了後には講師を囲んだ交流会も予定しておりますので、多数御参加頂きます様ご案内申し上げます。

日時 平成31年3月7日(木) 14:00~19:00 (受付 13:30)

場所 講演会: 大阪商工会議所 4階 401号会議室 大阪市中央区本町橋2-8 電話:(06) 6944-6268
交流会: マイドームおおさか マイドームレストラン 大阪市中央区本町橋2-5 電話:(06) 6947-4329

次第 【講演会】(受付 13:30)

14:00~14:10 主催者代表挨拶 (一社)全国中小貿易業連盟 理事長 伊藤紀忠

◆講演1

14:10~14:55 株式会社NTTデータ 第一公共事業本部 第二公共事業部

かわだ ぜん
第一営業担当 部長 河田 禅 様

「ブロックチェーン技術の貿易業務への適用に向けた取り組み」

14:55~15:00 休憩

◆講演2

15:00~16:10 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部

たなか すすむ
欧州ロシアCIS課 課長 田中 晋 様

「日EU・EPAによるビジネス機会とブレグジットの影響」

16:10~16:20 休憩

◆講演3

16:20~17:30 日本銀行大阪支店 副支店長 福地 慶太 様

「最近の金融経済情勢」

【交流会】

17:45~19:00 講師を囲んでの交流会

講演会
無料

参加費 講演会...無料 交流会...3,000円(当日 受付にて頂戴いたします)

お申込み 参加申告書にて、2月25日(月)までにFAXにてお申込みください。

お問合せ 全中貿大阪連盟(大洋株式会社 内) シカワテ アサイ 鹿内・浅井(電話 06-6443-5810)

主催団体 ①全国中小貿易業大阪連盟 ②日本貿易振興機構(ジェトロ)大阪本部 ③大阪商工会議所
④(公財)大阪産業振興機構 ⑤(一財)大阪国際経済振興センター ⑥(一社)大阪貿易協会
⑦大阪倉庫協会

共催団体 ⑧(公社)関西経済連合会 協力団体 ⑨(一財)日本貿易関係手続簡易化協会

▶▶FAX:06-6443-7196

時局・時事講演会(3/7)参加申込書

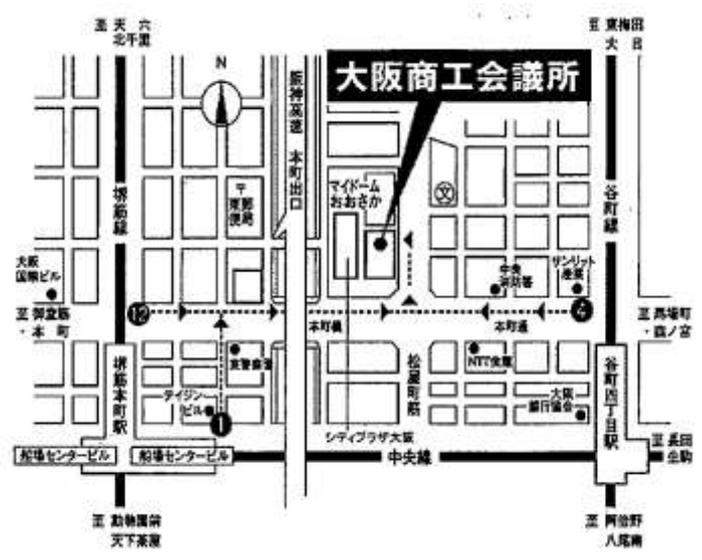
参加区分	いずれかの口にチェックを入れて下さい。(講演会 無料/交流会 3,000円)		
	<input type="checkbox"/> 講演会のみ参加	<input type="checkbox"/> 講演会・交流会とも参加	<input type="checkbox"/> 交流会のみ参加
所属(関係)団体名	(案内を受け取った所属・関係団体を○で囲んでください。複数の団体に所属の方は代表1団体のみ○で囲んで)		
	全中貿	ジェットロ	大商
	IBPC	大貿協	産振機構
	その他		関経連
(ふりがな)御社名			
電話番号	() -	FAX番号	() -
御参加者	所属・役職		
	(ふりがな)ご芳名		
	所属・役職		
	(ふりがな)ご芳名		
	所属・役職		
	(ふりがな)ご芳名		

※参加証の発行はいたしませんので、直接会場へお越しください。
 ※ご記入いただいた個人情報は、参加者リスト作成等に使用し、他の目的には使用いたしません。
 作成した参加者リストは、主催・共催・協力団体がそれぞれ管理します。

会場アクセス 大阪商工会議所

【アクセス】

- 地下鉄堺筋線
「堺筋本町」①⑫号出口より徒歩7分
- 地下鉄谷町線
「谷町四丁目」④号出口より徒歩7分



2. 有害物ばく露作業報告対象物（平成31年対象・平成32年報告）について

平成30年12月28日

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第95条の6の規定に基づく報告(以下「有害物ばく露作業報告」という。)は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況等を把握し、その結果、ばく露によって健康障害が発生するおそれがある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであり、今後、化学物質対策を効果的に進めていく上で必要なものとして平成18年から行われています。

有害物ばく露作業報告の対象となるものについては、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等(平成18年構成労働省告示第25号。以下「告示」という。)により定められていますが、本日、告示の一部が改正され、以下の通り平成31年1月1日から同年12月31日を対象期間とする有害物ばく露作業報告(報告期間は平成32年1月1日から同年3月31日まで)の対象となる物が新たに定められたところです。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、下記の事項について周知いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に有害物ばく露作業報告がなされるようお願いいたします。

記

1 有害物ばく露作業報告制度の概要

安衛則第95条の6の規定に基づき、事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場ごとに安衛則様式第21号の7の有害物ばく露作業報告書(以下「報告書」という。)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこと。

2 有害物ばく露作業報告の対象となる物

今般の告示の一部改正において新たに有害物ばく露作業報告の対象となる物は、次の表の中欄に掲げる物(以下「対象物」という。)及び対象物を含有する製剤その他の物(対象物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。以下「製剤等」という。)であること。

コード	物	含有量(重量%)
243	アスファルト	0.1%未満
244	エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)	0.1%未満
245	オルトクレゾール	0.1%未満
246	シクロヘキサノン	0.1%未満
247	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	0.1%未満
248	フルフラール	0.1%未満
249	メチルターシャリーブチルエーテル(別名MTBE)	0.1%未満

3 有害物ばく露作業報告の期間等

事業者は、平成31年1月1日から同年12月31日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量(製剤等を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤等に含有される対象物の量を含む。)が500キログラム以上になったときは、平成32年1月1日から同年3月31日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならないこと。

3. インターネットで確定申告ができます！

STEP

1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー



- ◎ 税務署に行く手間がかかりません！
- ◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- ◎ ご不明な点は電話で問合せできます！
(裏面をご覧ください)

利用率
2人に1人が利用

利用者の感想
94%の方が役立つ

と回答

STEP

2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3 申告書を提出 申告書の提出はe-Tax（データ送信）または郵送等で！

e-Taxで送信して提出



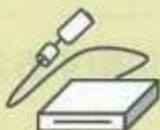
マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方

マイナンバーカードを使って送信

(マイナンバーカード方式)

用意するものは、次の2つ

- ① マイナンバーカード
- ② ICカードリーダライタ

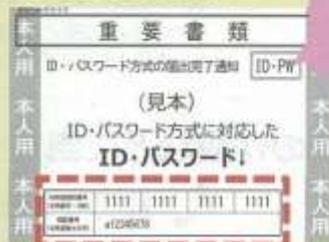


IDとパスワードで送信

(ID・パスワード方式) (注)

IDとパスワードは…

平成30年1月以降に税務署等で職員と対面による本人確認を行った後に発行されるものです。



ID・PW
が目印

発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。

・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

印刷して郵送等で税務署へ提出

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。



いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます。さらに、平成31年1月からは...

スマホで見やすい専用画面

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます！

ID・パスワード方式で申告完結

- ID・パスワード方式を利用して **e-Taxで送信すれば申告完了！**
- e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの **添付書類は提出不要！**
- **申告書の控えは PDF形式で スマホに保存！**



確定申告書等
作成コーナーへ！

※ ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス(有料)を利用の上、申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出できます。
※ タブレット端末からもご利用いただけます。

お問合せ先のご案内



事前準備、送信方法、エラー解消など 作成コーナーの使い方に関するお問合せ

e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク  **0570-01-5901** (全国一律市内通話料金)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除く。)

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、**03-5638-5171**をご利用ください(通常の通話料金となります。)

マイナンバーカードをご利用になる場合の ICカードリーダーの設定などに関するお問合せ

マイナンバー総合
フリーダイヤル  **0120-95-0178** (通話料金無料)

受付時間：平日 9:30～20:00 / 土日祝日 9:30～17:30 (12月29日～1月3日を除く。)

受付時間は、変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、**050-3818-1250**をご利用ください(通常の通話料金となります。)

申告書の作成などに当たってご不明な点に関するお問合せ

 **最寄りの税務署へ**
(電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。)

お問い合わせいただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

申告書の提出の都度、



マイナンバーの記載と**本人確認書類の提示**又は**写しの添付**が必要です。

※ e-Taxを利用すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要となります。

本人確認書類とは、例1：マイナンバーカード、例2：通知カード及び運転免許証 など

▶本ニュースに関するご照会・ご意見等は、全中貿事務局（大洋株式会社内）鹿内 までお願いします。
全中貿事務局 TEL/ 06-6443-5810 E-MAIL / zenchubo.jimukyoku@jafta.jp